

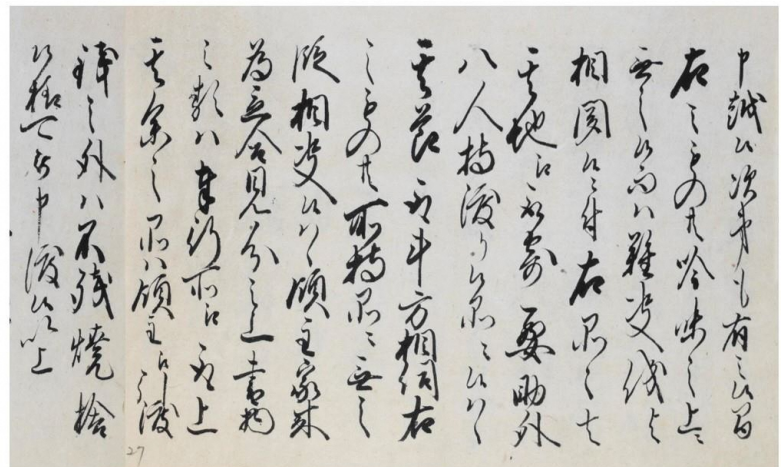
江戸時代末、朝鮮半島に漂流した日本人（その3）

朝鮮半島に漂流した日本人についての3回目。今回は、漂流した9人に対する江戸幕府からの指示と、長崎奉行所で言い渡された判決について述べてみます。

■江戸幕府からの指示■

幕府からの指示がいつ長崎にもたらされたのかわかりませんが、天保14年（1843）11月6日付の阿部正弘（1854年、日米和親条約を結んだ時の老中首座として有名）など老中4人連名の命令書が到着しました。9人の漁師が漂流したことで、「唐物」が長門国や肥前国に流れ着いていることから、長崎奉行所においてこの9人が密貿易しようとしていたのではないかと疑うこともわかります。流れ着いた「唐物」を長崎に取り寄せ、9人に見せ、自分たちの物といえ、改めて幕府に指示を仰ぐようにという内容です（画像4）。

申越候次第も有之候間、
右之もの共吟味之上二
無之候而ハ難決儀と
相聞候二付、右品々者
其地江取寄、要助外
八人持渡り候品二候ハ、
其節取計方相同、右
之もの共所持品二無之
段相決候ハ、領主・家来
為立合見分之上書物
之類ハ奉行所江取上、
其余之品ハ領主江引渡、
錢之外ハ不殘焼捨
候様可被申渡候、以上



（画像4）

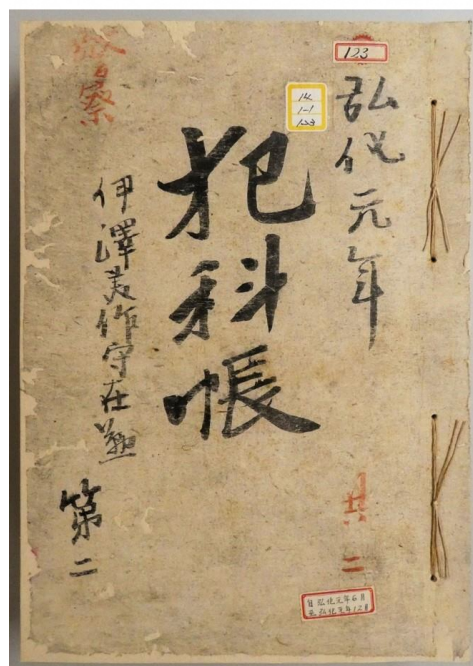
翌弘化元年（1844）3月11日、長崎奉行所は、長州・五島・平戸・大村各藩の聞役と、五島富江領の用達を呼び出し、それぞれの領内へ流れ着いている「唐物」を、早々に長崎奉行所に差し出すよう、幕府の命を受けて指示しています（ということは、先ほどの老中からの命令書は、この直前に長崎に到着したと思われます）。聞役は（その2）で述べたように長崎駐在の藩士です。用達^{ようたつし}は長崎の町人で、蔵屋敷を置いていな藩や富江領のような旗本領から指名されます。そして、この用達の屋敷が長崎における拠点とされていました。用達は町人では

ありますが、長崎奉行所と、蔵屋敷を置いていない藩や旗本領などとの間を取り持つ、重要な役割を果たしていました。

6月4日、各藩から届いた流れ寄りの「唐物」を漂流した9人に見せたところ、9人は知らないと答え、疑わしいところはなかったようです。そこで、「唐物」のうち、書物は長崎奉行所で取り上げ、そのほかの物は、流れ着いた各藩および富江領へ返却されています。ただし、銭の他は全て焼き捨てるようにとの幕府からの命令を付けて返却しています。

■「口書下」と「犯科帳」■

さて、これまで「薩摩国与吉（略）漂流一件」の内容から事件について見てきましたが、結局朝鮮国へ漂流した9人がどうなったのか、この記録からはわかりません。そこで、結論を知るために、長崎奉行所での取り調べの際に作成された供述調書^{くちがきくだし}「口書下」（長崎歴史文化博物館蔵）と、裁判の判決記録として有名な「犯科帳」（同館蔵、画像5、画像は今回の漂流記事が載っている第12



（画像5）「弘化元年 犯科帳」

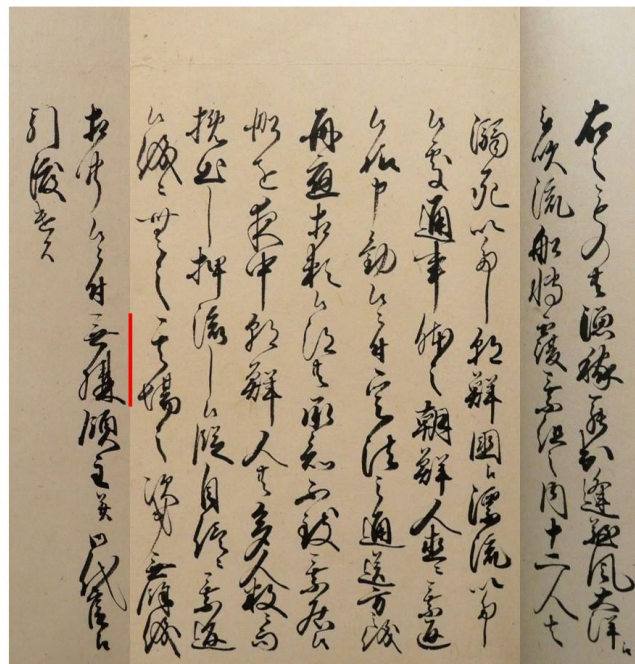
3冊）を見てみることにしましょう。「口書下」に収録されている、弘化元年（1844）6月4日付の供述調書によると、この9人の平均年齢は31歳で、全員、以前より漁師稼ぎをしていたようです。今回の五島沖での漁には、漁船の持ち主で出資者の栄助に雇われ参加しています。薩摩では浦番所における取り調べを受けて出漁したようですし、五島玉之浦でも番所への届け出をおこなっていました。また、寝泊まりするための「納屋」を玉之浦に建てており、実際に漁をおこなっていたのは間違いないようです。そして最後に商売をするために朝鮮国に渡ったわけではなく、ここで述べたことに偽りはありませんと書かれ、9人の調書は終わっています。これ以外にも、出資者の栄助や、天草や玉之浦の船宿の供述調書も記録として残っており、長崎奉行所では、関係者も含め、念入りに取り調べがおこなわれたようです。

■長崎奉行所での判決■

これらをふまえて、いよいよ漂流した9人に対する判決が出されます。「犯科帳」第123冊に載っている、9月7日付の判決記録を見てみましょう。9人は朝鮮国で日本語の通訳から直接日本に帰るよう勧められましたが、「定法之通」、通常のルートで送ってくれるよう何度も頼んだけれども聞き入れてもらえませんでした。自分勝手に帰ってきたわけではなく、その場の状況では仕方ないように思われます。よって「無構」、つまり無罪との判決が出され、それぞれの領主に引き渡されています（画像6）。おそらく9人はそれぞれ帰郷したと思われます。

右之もの共漁稼罷出逢難風大洋江被吹流船転覆、乗組之内十二人者溺死いたし、朝鮮国江漂流いたし候処、通事体之朝鮮人直二乗返候様申勸候二付、定法之通送方之儀再応相頼候得共承知不致、乗居候船を夜中朝鮮人共多人数二而挽出し押流し候段、自戻二乗返候儀二無之、其場之次第無余儀相聞候二付、**無構**領主并御代官江引渡遣ス

（人名省略）



（画像6）

9人に対する判決は無罪でした。しかし、朝鮮国に流れ着いたのが天保14年（1843）7月14日。判決が出たのが弘化元年（1844）9月7日。解決までに1年以上かかったことになります。この間、ずっと長崎に留め置かれていたわけで、この9人にとって、大変な苦勞だったと思います（つづく）。

【長崎県文化振興課 石尾和貴】